⑷　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　工事実績は、平成20年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる要件を満足する工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者は、下記のアの条件を満たすこと。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、下記のイの条件を満たすこと。

ア　建物用途　病院
　　構　　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　　階　　数　地上３階建て以上
　　建物規模　延べ面積5,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積5,000㎡以上）
　　工事内容　手術室を含む新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

イ　建物用途　病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　　構　　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　　階　　数　地上３階建て以上
　　建物規模　延べ面積2,500㎡以上（増築工事の場合は、増築面積2,500㎡以上）
　　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

経常建設共同企業体にあっては、上記アの施工実績を有すること。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは一級建築士の免許を有する者又は、国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

イ　平成20年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の条件を満足する工事を監理技術者または主任技術者として施工した経験を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

　　建物用途　病院　なお、代表者以外の構成員は、病院、試験・研究施設、庁舎又は事務所
　　構　　造　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
　　階　　数　地上３階建て以上　なお、代表者以外の構成員は、地上３階建て以上
　　建物規模　延べ面積5,000㎡以上（増築工事の場合は、増築面積5,000㎡以上）
　　なお、代表者以外の構成員は、延べ面積2,500㎡以上（増築工事の場合は、増築面積2,500㎡以上）
　　工事内容　新営又は増築工事（躯体、外装のほか内装を含む建築一式工事を施工していること。）

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任（監理）技術者が上記の代表者の条件を満足する工事を施工した経験を有していればよい。また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　本工事に共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

⑻　経常建設共同企業体の構成員は、当該工事に対応する建設業種の許可を有してからの営業年数が３年以上あること。

⑼　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人労働者健康安全機構理事長から独立行政法人労働者健康安全機構の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成７年３月１日付け労働福祉発第350号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑽　１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

３　入札手続等

⑴　担当部課　〒866―8533 熊本県八代市竹原町1670　熊本労災病院会計課契約係　電話0965―33―4151

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア　交付期間　令和５年12月18日から令和６年１月15日までの午前10時から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（（以下「休日」という。））を除く。）

イ　交付場所　〒866―8533 熊本県八代市竹原町1670　熊本労災病院会計課契約係　電話0965―33―4151

ウ　交付方法　イにより直接、交付を受ける方法の他、郵送による交付を希望する場合は、⑴あてに事前に連絡のうえ、イあてに「熊本労災病院高度医療・災害対応棟新築工事入札説明書交付希望」と封筒に朱書きし、送付先（住所、法人名、担当者名、連絡先のわかるもの）、担当者の名刺及び簡易書留料金相当額の郵便切手を同封し、アの交付期間内に必着するよう送付すること。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法
　令和５年12月18日から令和６年１月15日まで休日を除く毎日、午前10時から午後５時までに⑴に持参すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合は必着とする。

⑷　入札書受領期限及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

ア　入札書受領期限は、令和６年３月７日（木）17時

イ　開札は、令和６年３月８日（金）15時00分　熊本労災病院会議室にて行う。

ウ　入札書の提出は、⑴まで持参すること。ただし、郵送（書留郵便又は宅配便）の場合はアの期限までに必着とする。

４　その他

⑴　契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金は免除。

イ　契約保証金　請負代金の10分の１以上

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　関連情報を入手するための照会窓口　３⑴に同じ。

⑽　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。